

協 定 書

中海は、鳥取・島根両県にまたがるラムサール条約の登録湿地であり、両県共有の貴重な財産である。

中海では、両県及び国、沿岸市町を始めとする関係機関や住民団体などが連携し、自然環境を保全しつつ、中海から得られる恵みを賢く利用（ワイズユース）する継続的な取組が展開されている。

一方、これまで中海や大橋川を含む斐伊川水系には、幾多の水害に見舞われてきた歴史があり、一刻も早い、沿岸住民の安全と安心の確保が求められている。

大橋川改修事業の実施に当たっては、先人達が、長年にわたりこの地域の治水対策を検討してきたという歴史の重みをしっかりと受け止め、この事業を未来に向い、より良い中海圏域を築くための新たな一歩とすることが重要である。

このような認識のもと、両県は、関係機関とともに、沿岸住民の生命と財産を守り、美しい中海の自然環境を次代に引き継ぐため、以下について合意する。

（合意事項）

- 1 両県は、共同して中海を貴重な財産として未来に向かって活用、継承していくこととする。
- 2 両県は、国による斐伊川水系大橋川改修事業の実施に当たり、共同して次の事項を国に求めていくこととする。
 - （1）大橋川改修事業及び中海護岸整備について、中海護岸等整備促進協議会において国が示した工程表に沿った整備を実施すること。
 - （2）中海の水質改善に対する地元自治体や住民の強い要望を勘案のうえ、中海の環境保全のため、水質や流動などに係るモニタリングを継続的に実施し、その結果を住民へ適時公表すること。
 - （3）両県及び関係市町が中海護岸及び境水道の護岸の整備等に関して国に要望した事項に対する回答内容を確実に履行すること。
 - （4）大橋川改修事業及び中海護岸整備の進捗状況を確認するとともに、中海とその沿岸域の水に関する諸問題を検討する場として、両県、中海沿岸市町及び国（国土交通省、農林水産省）で構成される協議会を設置すること及びその協議会を毎年度開催すること。
- 3 両県は、国土交通省とともに水質モニタリングを継続的に実施するなど、引き続き中海の水質改善に努めることとする。

なお、中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じたと判断される場合には、速やかに、上記協議会において国とともに、将来的な大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討すること。

平成21年12月19日

鳥取県知事

島根県知事